

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査の結果 (令和7年度)

1 調査の趣旨

法令適用事前確認手続（いわゆるノーアクションレター制度）は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に書面で当該法令を所管する各府省等に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と各府省等の回答を公表するものである。

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、法令適用事前確認手続について、「実効性を確保し、併せて、その透明性を向上させる観点から、ノーアクションレター制度に基づく照会及び回答内容を当該規制・制度所管府省庁のHPに一覧性を確保して公開するとともに、毎年度5月中に、ノーアクションレター制度に基づき前年度に行った、①照会件数、②回答年月日、③未回答の照会のうち、照会の受付から6か月を経過したものの照会概要を総務省に報告する。総務省は①～③の情報を内閣府に通知するとともに、総務省HPで公開する」こととされている。

これを踏まえ、令和7年度における実施状況について、取りまとめ、公表するものである。

2 調査事項

- (1) 各府省等が令和7年度中に民間企業等から受けた照会件数
- (2) (1) の照会対象の法令及び回答年月日
- (3) 各府省等が令和7年度中に民間企業等から受けた照会で未回答のものうち、照会の受付から6か月を経過したものの照会概要

3 調査結果

各府省等が法令適用事前確認手続の対象として、令和7年度中に民間企業等から照会を受けた案件は、7機関で計27件であった（同年度中の回答件数は25件）。

※ 照会の対象法令名、受付・回答年月日等の詳細については別表参照

別表・照会対象の法令及び受付・回答年月日

府 省 等	関 係 法 令	受 付 年 月 日	回 答 年 月 日
金 融 庁	貸金業法	令和 7 年 6 月 20 日	令和 7 年 6 月 25 日
	金融商品取引法	令和 7 年 10 月 30 日	令和 7 年 11 月 28 日
消 費 者 庁	特定商取引に関する法律	令和 8 年 2 月 17 日	令和 8 年 3 月 19 日
法 務 省	出入国管理及び難民認定法	令和 7 年 9 月 10 日	令和 7 年 10 月 7 日
財 務 省 (国税庁)	税理士法	令和 7 年 4 月 8 日	令和 7 年 4 月 24 日
厚生労働省	職業安定法	令和 7 年 6 月 23 日	令和 7 年 7 月 1 日
		令和 8 年 1 月 16 日	令和 8 年 2 月 13 日
	労働安全衛生法	令和 7 年 4 月 10 日	令和 7 年 4 月 25 日
	医療法	令和 8 年 1 月 21 日	令和 8 年 4 月 24 日
農林水産省	肥料の品質の確保等に関する法律	令和 7 年 12 月 10 日	令和 8 年 1 月 8 日
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	令和 8 年 1 月 30 日	令和 8 年 2 月 17 日
国土交通省	宅地建物取引業法	令和 8 年 3 月 3 日	令和 8 年 3 月 31 日
		令和 7 年 9 月 23 日	令和 7 年 12 月 26 日
		令和 7 年 10 月 27 日	令和 7 年 12 月 26 日
		令和 8 年 2 月 6 日	令和 8 年 2 月 21 日
		令和 8 年 2 月 26 日	令和 8 年 3 月 19 日
	貨物自動車運送事業法	令和 7 年 7 月 8 日	令和 7 年 8 月 8 日
		令和 7 年 7 月 22 日	令和 7 年 8 月 22 日
		令和 8 年 1 月 16 日	令和 8 年 2 月 12 日
		令和 8 年 1 月 19 日	令和 8 年 2 月 19 日
		令和 8 年 1 月 19 日	令和 8 年 2 月 19 日
		令和 8 年 2 月 5 日	令和 8 年 3 月 5 日
	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律	令和 7 年 7 月 8 日	令和 7 年 8 月 8 日
	貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律	令和 7 年 7 月 8 日	令和 7 年 8 月 8 日
		令和 8 年 2 月 9 日	令和 8 年 3 月 10 日
	貨物利用運送事業法	令和 7 年 10 月 1 日	令和 7 年 10 月 27 日
	河川法	令和 8 年 3 月 23 日	—

注 1) 医療法については、令和 8 年度に回答しているため、令和 7 年度中の回答件数に含まれていない。

注 2) 河川法については、照会が取り下げられたため、回答は行われていない。

各府省等が令和 7 年度中に民間企業等から受けた照会で、各府省から総務省への報告の期限（令和 8 年 5 月末）時点で未回答かつ照会の受付から 6 か月を経過したものは 0 件であった。

（参考）

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定、平成 19 年 6 月 22 日最終改定）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/kakunin/nal_kakugi.pdf